

第10回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和5年10月16日(月)

場所 市役所4階 403集会室

議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 3件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について (申請件数 1件)
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 6件)
- 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第5号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大(変更)について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 8件)

応召委員(13名)

1番	荻野 光徳	2番	乙幡 昇治
3番	峰岸 豊	4番	山田 伸一
5番	比留間 望	6番	宮崎 義憲
7番	比留間孝明	8番	大口 貴司
9番	高橋 文雄	10番	内野 一彦
11番	中村眞由美	12番	川口 広敏
13番	加藤 武		

職務のために出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	井上 ひとえ
	事務局書記	川島 一利

午後3時58分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第10回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

異議なしと認め、4番山田伸一委員と10番内野一彦委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について3件の申請がございました。

申請番号1番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

こちらは、申請番号2番の方と持分を交換するもので、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

申請番号2番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

こちらは、申請番号1番の方と持分を交換するもので、今回の許可申請については、許可しても問題はないものと考えております。

申請番号3番、譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

譲受人は、耕作面積も多く、また、農機具も十分所有しており、今回の許可申請については、許可しても問題はない

ものと考えております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

本日、午後1時15分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、コスモス、キクが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、コマツナが、②の農地は、ハウレンソウが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

1番と2番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしく願いします。

議 長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認したいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。
次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。
それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。
相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について1件の申請がございました。
申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。
理由は、令和5年4月26日申請人の母の死亡による相続であります。
なお、本申請に際しまして山田委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。
以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①から③農地は、ダイコン、ブロッコリー、赤カブ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はございませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思っております。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

事務局
(井上ひとえ君)

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、6件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年1月14日に相続し、前回調査は、令和2年10月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成26年1月17日に相続し、前回調査は、令和2年9月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和元年12月5日に相続し、今回が初めての調査で、適用年月日は令和2年11月2日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年2月1日に相続し、前回調査は、令和2年10月15日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成20年2月24日に相続し、前回調査は、令和2年12月15日になります。

申請番号6番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、令和2年1月6日に相続し、今回が初めての調査で、適用年月日は令和2年10月20日になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、ホウレンソウ、ハクサイが栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、ウメ、クリ、ブルーベリーが栽培されており、②の農地は、ウメ、ミカンが栽培されておりました。③の農地は、ナス、ハクサイ、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、サトイモ、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。⑤の農地は、サツマイモ、ニンニク、エシャレット等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①から⑥の農地は、ニンジン、キャベツ、サトイモ、ブロッコリー等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、キャベツ、ダイコン、ヤツガシラ、サツマイモが栽培されておりました。③の農地は、キャベツ、ネギが栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、ニンジン、ハクサイ、インゲンが栽培されており、一部作

付け準備中でした。⑤の農地は、ネギ、サツマイモ、サトイモ、ゴボウ、長イモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、ニンジン、ショウガ、サトイモ、ネギが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、①の農地は、ナス、ブロッコリーが栽培されており、②の農地は、カキナが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4番
(山田 伸一君)

1番、2番、3番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

4番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議長
(加藤 武君)

はい、川口委員。

12番
(川口 広敏君)

5番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます

議 長
(加藤 武君)

はい、内野委員。

10 番
(内野 一彦君)

6 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 4 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第 4 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1 件申請がございました。

申請番号 1 番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和 5 年 6 月 28 日、申請人の父の死亡より、生産緑地法第 10 条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただ

きます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8 番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サトイモ、ラッカセイ、ショウガ、ネギ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第4号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第5号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大（変更）について」、1件あります。

事務局
(井上ひとえ君)

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

議案第5号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大(変更)について」、1件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年6月27日法律第68号)第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うもので、令和5年4月17日開催の農業委員会総会で審議しました議案第4号申請番号2番の設定期間を変更するものでございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は、当初は令和5年5月1日からとしておりましたが、それを令和5年1月1日とするものです。

なお、本事業計画の内容につきましては、議案資料の67ページから73ページに記載のとおりで、同法第4条第3項に規定される認定の要件を満たしていることを申し添えます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしく願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第5号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大(変更)について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ナス、ハクサイ、ダイコンが栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第5号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、山田委員。

4 番
(山田 伸一君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 5 号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大（変更）について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 5 号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、2 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、2 件申請がございました。

本件は農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく申請でございます。申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号 1 番・2 番とも一般住宅でございます。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1 番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろし

		<p>くお願いします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>はい、川口委員。</p>
1 2 番 (川口 広敏君)		<p>2番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。</p>
議 長 (加藤 武君)		<p>他にございませんか。</p>
委 員		<p>なし。</p>
議 長 (加藤 武君)		<p>御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。</p> <p>次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事 務 局 (井上ひとえ君)		<p>それではご説明いたします。</p> <p>報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、8件ございます。本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。</p> <p>転用目的につきましては、申請番号1番が一般住宅・分譲住宅、申請番号2番、3番、6番、7番が一般住宅、申請番号4番が事務所・店舗、申請番号5番が分譲住宅、申請番号8番が駐車場でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 (加藤 武君)		<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。</p> <p>なお、1番、2番、3番の届出地については、私から報告します。現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしくお願いします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>はい、宮崎委員。</p>

6 番
(宮崎 義憲君)

4番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(加藤 武君)

はい、山田委員。

4 番
(山田 伸一君)

5番、6番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(加藤 武君)

はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

7番、8番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願ひします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませぬか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第10回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時25分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和5年10月16日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩